

令和3年門審第1号

裁 決

漁船A養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、令和3年2月2日その管轄を仙台地方海難審判所から当海難審判所に移転する指定があったので、当海難審判所は、理事官福岡功出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和元年7月16日09時26分

宮城県気仙沼湾

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 19トン

登 録 長 16.30メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 670キロワット

3 事実の経過

Aは、平成5年1月に進水し、レーダー及びGPSプロッターを装備したまぐろはえ縄漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか5人が乗り組み、操業の目的で、船首1.0メートル船尾2.8メートルの喫水をもって、令和元年7月16日09時07分宮城県気仙沼港を発し、同県金華山東方沖合の漁場に向かった。

ところで、気仙沼湾の沿岸には、宮城県知事から認可を受けた、わかめ、かき及びほたて等の区画漁業区域として設定された養殖施設が、多数設置されており、a受審人は、平成29年4月頃から、気仙沼港を基地として三陸及び金華山の東方沖合の漁場で、はえ縄漁業に従事していたので、気仙沼湾を出入りする際に、同湾の沿岸には養殖施設が存在することを知っており、航海用電子参考図データが入ったレーダー及びGPSプロッター画面で区画漁業区域を見ることができていた。

a受審人は、出港離岸作業を終えて、レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ作動させながら、単独で操船にあたり、09時15分気仙沼港朝日ふ頭岸壁の前面水域を南下していたとき、同岸壁から出航するガット船1隻（以下「出航船」という。）を認めた。

09時20分半少し過ぎa受審人は、上段灯台から298度（真方位、以下同じ。）810メートルの地点で、針路を177度に定め、6.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、操舵室上段の外側に立ち、リモートコントロールの手動操舵により進行した。

a受審人は、09時24分僅か過ぎ上段灯台から247度720メートルの地点に達したとき、船尾方から後続する出航船との距離が縮まってきたことを認め、そのまま南下を続けると自船を追い抜くこと

になる出航船に進路を譲るために、気仙沼湾の西寄りを航行することとし、右舵を取って針路を182度に転じ、速力を5.5ノットに減じて続航した。

転針した後、a受審人は、気仙沼湾西側に設置された養殖施設の区画第1210漁場に向首する状況となったが、自船を追い抜く態勢となった出航船の動静に気をとられ、作動させていたGPSプロッター等を活用して、養殖施設との相対位置を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、養殖施設の区画第1210漁場に向首進行し、09時26分少し前右舷船首方に養殖施設の浮子を認め、左舵を取って機関を全速力後進としたものの、効なく、09時26分上段灯台から228度930メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は曇りで風力2の南南東風が吹き、潮候はほぼ低潮時にあたり、視界は良好であった。

その結果、船体には損傷がなかったものの、来援した巡視艇により引き出されたのち自力航行で気仙沼港に入港し、区画第1210漁場の養殖施設は、アンカーロープに損傷を生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件養殖施設損傷は、気仙沼湾において、気仙沼港を出航して同湾を南下中、自船を追い抜く出航船に進路を譲るために同湾の西寄りを航行する際、船位の確認が不十分で、同湾西側に設置された養殖施設に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、気仙沼湾において、気仙沼港を出航して同湾を南下中、自船を追い抜く出航船に進路を譲るために同湾の西寄りを航行する場合、

同湾西側に設置された養殖施設に乗り入れることのないよう、作動させていたGPSプロッター等を活用して、養殖施設との相対位置を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、自船を追い抜く態勢となった出航船の動静に気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、気仙沼湾西側に設置された養殖施設に向首していることに気付かないまま進行し、養殖施設の区画第1210漁場に乗り入れる事態を招き、同施設に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年7月28日

門司地方海難審判所

審判官 栗原和栄